この資料は講座の中で使用するスライドを
抜粋したものです。
受講者の皆様に考えていただきたい箇所は
【　空欄　】にしています。

第4講「図書館の自由」の基礎の基礎
―プライバシー保護と資料収集・提供の自由を考える

担当：山口真也（沖縄国際大学）

2021年3月8日（月）　13時～15時

図書館基礎講座in九州（日本図書館協会主催）

「図書館の自由」とは？

「図書館の自由に関する宣言」に示された理念

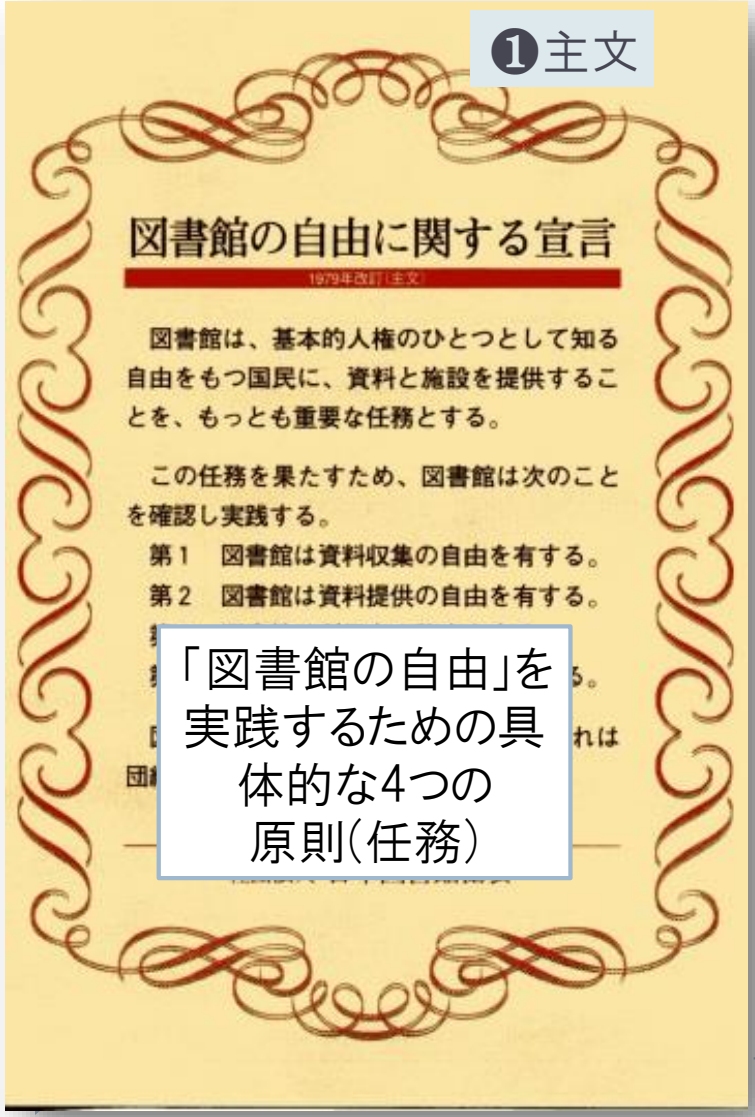

- 「図書館の自由に関する宣言」とは、日本図書館協会が1954年に採択・1979年に改訂したガイドライン（＝自由宣言とも）。
- 日本国憲法に定められた「知る自由」という基本的人権を保障する役割を果たすために、
  - 資料収集の自由
  - 資料提供の自由
  - プライバシーの保護
  - 検閲への反対

  という4つの原則を定める。
- 公共図書館だけでなく、すべての図書館（館種）に基本的に妥当。

自由宣言の位置づけ＝
憲法と図書館法をつなぐもの･憲法の理念を補うもの？

基本的人権の保障

地方自治法･･･

学校教育法

図書館法

学校図書館法

補う

かなり離れている

「図書館の自由」を理解するためには？
主文だけでなく、副文＋解説書もチェック！

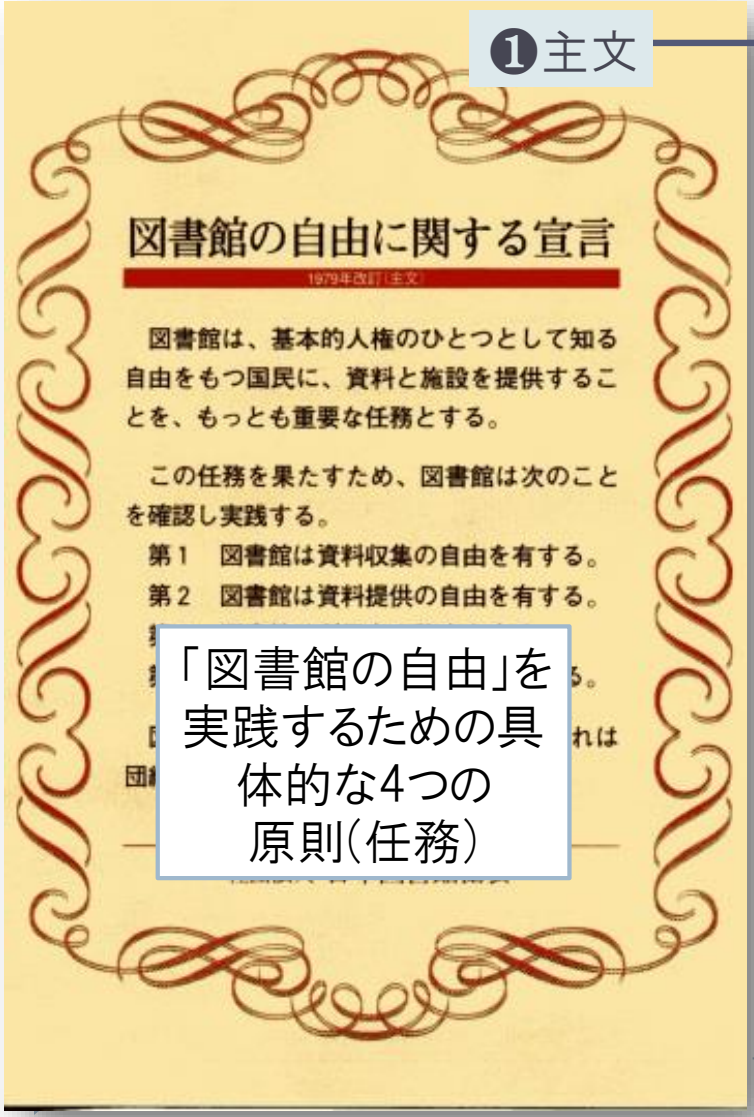

「図書館の自由」を実践するための具体的な4つの原則（任務）

❷副文（主文の解説）ネットで公開

❸解説書（2004年版が最新版）
※現在改訂作業中

第一部
「プライバシー保護」を正しく理解しましょう

3つの
観点から

なぜ

どう

何を

1つ目の
観点

なぜ

貸出記録・読書傾向

なぜ読書はプライバシー(秘密)として
保護されないといけないのか??

子どもの親(保護者)からこんな質問が寄せられたらどうしますか？

うちの子ども、図書館でちゃんと本読んでますか？
（いい子にしてるかしら…）

どんな本を読んでますか？
気になるわぁ…

当然、こんなふうに対応しますよね

では、こんなことを言われたらどう説明しますか？

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？

図書館って、
そんな変な本
ばっかり
税金で買ってる
んですか？

確かに「図書館での読書」と「プライバシー」は一般的には結びつきにくいかも…

でも

図書館にもいろいろな本が集められている。
その中には「秘密」と感じるものも・・・

図書館の本だから
恥かしくない、というわけではない。

親だからこそ知られたくない…

こんなふうに説明してみましょう

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？

「秘密だから保護する」は「秘密でなければ保護しなくてもよい」と背中合わせなのでは？

図書館が集めている本

心身の悩み・病気・生活保護・LGBTQの本、自己破産、ライトノベル・・・

ごくふつうの小説・物語ハリーポッター、ズッコケ、東野圭吾、ぐりとぐら・・・

プライバシーとして保護する

プライバシーではないので保護しない？

特に小さな子どもの場合は・・・

何を秘密と感じるかはひとそれぞれ

人が何を秘密と感じるかはその人にしかわからない
（図書館側は完全に把握できない）

図書館での読書はすべてが秘密

なぜ図書館での読書はプライバシーとして保護されるべきなのか？

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？

図書館にもいろいろな本が集められています。その中には、心や体の悩みの本とか、「秘密」と感じるものも含まれます。図書館の本だから恥ずかしくないわけではないんです。

【こんなことも考えてみましょう】

親の教育権は尊重しなくてもいいの？

私はあの子の親です！
子どものことを
知る権利があります！

困ったときは「解説書」をチェック！

p.38－39

「外部とは」

もう一つの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの安全性について知りたい欲求をもち読書生活もその例外ではないとすれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。（中略）（この問題については）親子間の信頼関係により解決するほかなく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う（中略）児童図書館員の姿勢でなければなるまい。

こんなふうに説明してみるとよいのでは？

私はあの子の親です！
子どものことを知る権利があります！

ちなみに…

学校図書館では先生が貸出記録を求めてやってくる？！

「読書指導のためにクラスの子どもの貸出記録を見せてほしい」…

読まずに返した本

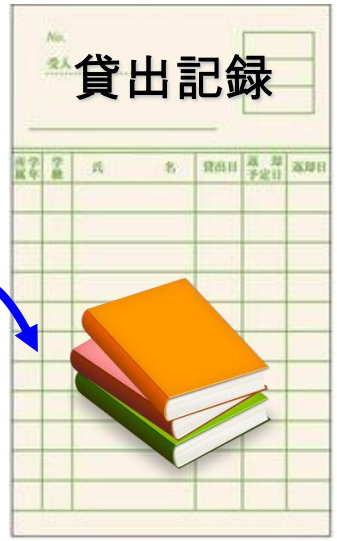

含まれない

読書指導の資料としては不十分

自分で買った本
買ってもらった本

友達・公共図書館で借りた本

館内で借読んだ本

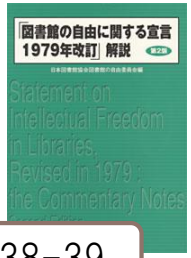

p.38-39

含まれる

印象に残った本

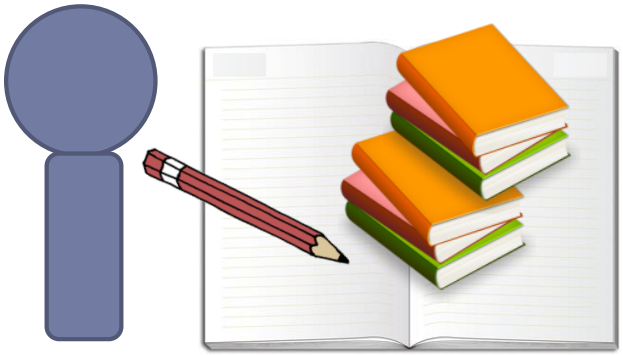

読書指導の資料としてより正確

読書ノート指導を行うなどして自己開示情報を用いる方が・・・・・・

＜

手間もかかるが・・・・・・

教育実践の
手抜きを図書館に
押しつけないで

アメリカ図書館協会もこんな見解を発表

子どもの読書が心配な保護者から相談があった時には…？

- 親が反対したり、反対しそうだからという理由で、未成年者のアクセスを制限する図書館員は自分たちの立場が(中略)決して親代わりではないことを銘記すべき。

（アメリカ図書館協会評議会文書「未成年者の図書館へのフリーアクセス」より）
『子どもの権利と読む自由』日本図書館協会，1994，p.43）

2つ目の
観点

どう

貸出記録・読書傾向

読書のプライバシーをどう保護するのか？

一箇所間違っているところがあります。
どこかわかりますか？

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第１　図書館は資料収集の自由を有する
第２　図書館は資料提供の自由を有する
第３　図書館は利用者の秘密を漏らさない
第４　図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

主語を図書館員に
置き換えたもの

第３　図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の
な圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行
とは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

「漏らさない」でも間違いではない？？

利用者の秘密を「　　」であり、「漏らさない」ではないことには大きな意味があるのでは？

第３　図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第３５条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

＝ 漏らさない ＋

日々のサービスの中で
見落としやすい？

？？？　？？？　？？？

「漏らさない」ための具体的な方法＝
「残さない」(消去する)

守る＝ 漏らさない ＋ 残さない（消去する） ？？？ ？？？

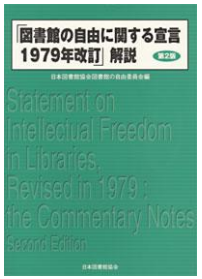

p.48 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」

p.36 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」(＝思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

残っている限り流出のリスクが生じる。
不要な情報は残さない方がよい。

集めた貸出記録は漏らさない、残さないだけでいいの？もう一つ大切なことは…

第３　図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第３５条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る＝ 漏らさない ＋ 残さない（消去する） 目的外に使用しない ？？？

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？　知る自由は保障できる？　解説書には･･･

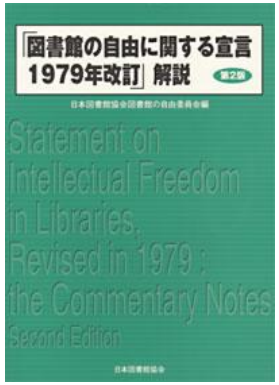

「(貸出記録などは･･･)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者･家族であっても知らせたり、**目的外に使用しない**」(p.35)

目的外利用って？

もしもこんな図書館があったら･･･

（柴門ふみ『女ともだち』第2巻、双葉社より）

この図書館員は外部に貸出記録を漏洩はしていない。でも「読書の自由」「知る自由」は侵害しているのでは？

読書記録・貸出記録の目的外利用とは？

- 貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。×利用者の精神分析・プロファイル
- よって、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを積極的に想像したり、職員同士で噂話をしたりするようなことは目的外利用に当たる。

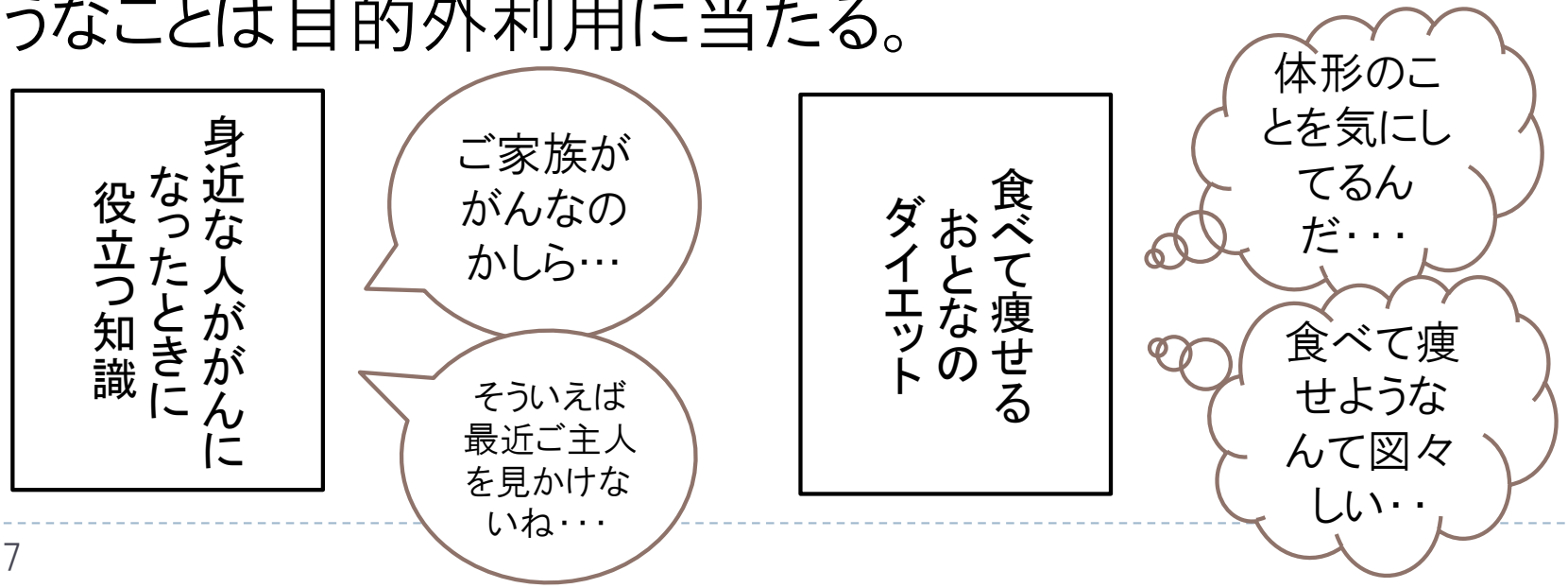

みなさまへの質問

みなさんの図書館では
貸出記録の目的外利用
は起こっていない？

日常的に起こっている

絶対に起こっていない

起こっているかもしれない…

❷貸出記録を材料にその利用者がどんな人物か噂話をする

目に見える行為。ルールによって禁止できる。

簡単

❶貸出記録をもとにその利用者の内面を想像する

目に見えない行為も含まれる。ルールで禁止できないため、モラルの部分で規制するべき。

難しい

当然、貸出記録に触れる仕事は全て専門職が担うべきなのに･･･案外、専門職以外が担っていないでしょうか？

例えば…貸出記録の目的外利用は 学校図書館で頻繁に起こっている？

「いとしのキャリー」(持田あき)、図書委員が好きな男子生徒のカードを持ち出して、ぼんやり。

「twinkle」(清水真澄)、気になる男子生徒が自分と同じ趣味だと気づいて、興味をもつ。

学校司書の横で、図書委員がコンピュータの貸出履歴を思いっきり見ている漫画も

みなさまへの質問

学校図書館以外でも
図書委員のような人が
貸出記録に触れていませ
んか？

専門的職員(プロ)以外が貸出記録に触れることは目的外利用を放置すること？

- 貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い倫理性・専門性が問われる仕事。
- 「誰でもできる仕事ではない」「プロの仕事」という認識を持つことが大切では？

※学校図書館の場合は、児童生徒委員(図書委員)による目的外利用が起こりやすいため、カウンターに入れない、というところもある。

※公共図書館でも、職場体験生はカウンターに入れない、というところもある。

3つ目の
観点

何を

利用者のプライバシーとして何を保護するのか？

貸出記録・読書傾向
だけを保護すればいいの？

利用者の秘密を「守る」の最後のキーワード

守る＝ 漏らさない ＋ 残さない（消去する） ＋ 目的外に使用しない ＋ 必要以上に集めない

そもそも利用者の「秘密」って何だろう？

- 最も注目されやすいものが「貸出記録」。
- しかし、誰もが気兼ねなく、安心して、図書館内で本を読んだり、借りたりするために、図書館が慎重に扱わないといけない情報は他にもあるのでは？
- まず副文に注目すると…

第３　図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第３５条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

読書事実

読書記録以外の利用事実

「読書事実以外の利用事実」とは？

解説書p.35

個人が図書館を利用することで、図書館が知り得る事実として、

（1） 利用者の氏名、住所、勤務先、在学校名、職業、家族構成など

（2） いつ来館(施設を利用)したかという行動記録、利用頻度

（3） 何を読んだかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録

（4） 読書傾向

（5） 複写物入手の事実

などがあげられる。

いずれも利用者のプライバシーに属することであり、これらの事実は、本人の承諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用することは許されない。

「読書記録以外の利用事実」＝

「来館記録」は集めるべきでしょうか？

『朝日新聞』2020年6月21日社説より

2020年5月14日、日本図書館協会が、コロナ感染拡大防止策として、公共図書館向けのガイドラインを公表。対策の1つとして、「氏名と緊急連絡先を把握する」ことを挙げたが、批判が寄せられたため、同月26日の更新版では「来館者名簿の作成」について、「各図書館が主体的に判断した上で行う」と穏やかな表現に落ち着いた。

来館記録を集めることにはどんな問題があるの？

来館記録の記入

記入しづらい・したくない・できない

図書館を利用しづらいなぁ…

知る自由・知る権利が保障されない

だから、来館記録はプライバシー

みなさまへの質問

来館記録を記入したくない人
（できない人・しづらい人）って
どんな人がいると思いますか？

来館記録のプライバシー性とは？

- 図書館側の想像が及ばないような、来館記録の記入に困難を抱える人もいるはず、という認識が大切。

（多くの場合、そうした人たちは隠れて生活しています）

- もし来館記録を収集しなければならない場合でも、ぜひこうした利用者の多様性に思いを寄せてほしい。

多様性を考慮することで集め方が変わってくるはず？

第一部のまとめ：
図書館におけるプライバシーの保護とは？

図書館での読書はすべてが秘密
（多様な利用者が存在する）

という意識の下で

守る＝ 漏らさない ＋ 残さない（消去する） ＋ 目的外に使用しない ＋ 必要以上に集めない

を実践し、図書館での自由な読書を実現していくこと

第二部 よくある質問をもとに「資料収集・提供の自由」の意味をとらえてみましょう

「図書館の自由」って、利用者が読みたいものはなんでも買わないとダメ、ということなんでしょ？

そもそも、「ポルノ」とかリクエストされたらどうするの？
そんなの無理！、ダメ、絶対！

理想ばっかりで、現実的ではない！

※ポルノは一つのたとえです。過去にリクエストされて困った資料のことを思い出してみてください。（漫画、CD、DVD・・・）

よくある質問　＝　よくある誤解
どこが間違っているでしょうか？

「図書館の自由」って、利用者が読みたいものはなんでも買わないとダメ、ということなんでしょ？

そもそも、「ポルノ」とかリクエストされたらどうするの？　　そんなの無理！　ダメ　絶対！

確かに自由宣言の副文には、「収集」の役割部分に「あらゆる資料要求にこたえる」と書かれている？

第１　図書館は資料収集の自由を有する

1.　図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2.　図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
　（１）　多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
　（２）　著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
　（３）　図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
　（４）　個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
　（５）　寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主 張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3.　図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない？

あれ？　でもそのすぐ下に、図書館は「収集方針にもとづき資料の選択・収集を行う」とある。

第１　図書館は資料収集の自由を有する

1.　図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2.　図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

（１）　多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（２）　著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

（３）　図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（４）　個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

（５）　寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主 張をもってい

3.　図書

図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

要求にこたえるために全部買うの？
図書館側が選んでいいの？　買わなくてもいいの？

本来は自由宣言(副文)はこういう構造？

前文的なもの

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、
国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

高額な資料・一部の人しか利用しない資料…

自律的に判断、買わない自由も

そのための手段

第１　図書館は資料収集の自由を有する

買わない≠提供しない

第２　図書館は資料提供の自由を有する

別々のもの

第３　図書館は利用者の秘密を守る

第４　図書館はすべての検閲に反対する

所蔵しない・購入しない資料を提供する方法はいろいろある

購入できない場合は、これらも駆使して利用者のニーズにこたえればよい

⇒買わなくてもいいけれど、「提供の自由」ではどのような要望にもこたえるとあるので…

税金を使ってポルノをわざわざ取り寄せるの？

▼

うちの図書館、ポルノについては、購入希望だけじゃなくて、相互貸借の要求を断っているかも？
（絶対に断ったらダメ？）

取り寄せに税金を使う限り、住民から批判が来ないかなぁ？

▼

批判が来たら
どう説明すればいい？

「資料提供の自由」への素朴な疑問
こんな疑問をもったことはありませんか？

利用者は図書館で「ポルノ」を読む権利をもっているの？　ポルノを読む権利まで図書館は保障しないといけないの？？

言い換えると･･･

※ポルノは一つのたとえです。過去にリクエストされて困った資料のことを思い出してみてください。

そもそも自由宣言は「何」を自由に知ることを保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

「知る自由」の定義は自由宣言の副文の前文に

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

そもそも「知る自由」は何を知ることを想定しているの？　（ポルノものも入るの？）

「自由宣言」(1979年改訂)の副文の前文より

- 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…

知る自由 は 基本的人権の1つ であり、

※政治のことを知らないと政治に参加できない＝「情報民主主義」を支える権利

国民主権の原理の維持発展のために不可欠な権利 だから 政治の責任主体として必要な情報を知る権利

※国民1人1人が政治の責任主体であるという考え方

||

○政治的言論　×ポルノ？

ただし、知る自由＝政治的言論を知る権利、と捉えると、ポルノ以外にも蔵書の多くが無関係になる？

- お弁当の作り方の本、職業を紹介した本、資格取得のための本、写真集・画集、ミステリー小説、映画ソフト、CD…
- 政治的な言論とは直接的には無関係？
- これらは「知る自由」と無関係？

安心してください

「自由宣言」の副文の前文にはまだ続きが・・・

どんなことが書いてあるのかな？

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければ
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社 保障する は、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入 は社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館 ふく 収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機 国民 さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の ていく責任を果たすことが必要である。
館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっ はならない。
保障される。
書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的 のである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

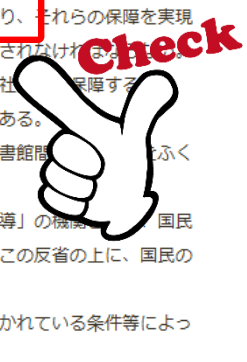

「自由宣言」は政治的な言論だけでなく、もっと広い情報へのアクセスを想定している

「自由宣言」(1979年改訂)の前文より

知る自由の保障対象

- 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…。(中略)

政治的言論

- 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

お弁当の本

ミステリ小説

2つ目の権利内容は・・・司書課程のテキスト、用語辞典ではきちんと説明されていない？

そこで･･･「知る権利」の定義を調べてみると･･･

自由委員会では「知る自由」と「知る権利」はほぼ同じものと捉えています。

小学館『日本大百科全書』より、憲法学者･浜田純一先生の定義

- 知る権利には二つの機能があると考えられる。一つは、個人権的機能であって、情報化社会といわれる現代社会では、個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。（中略） 知る権利のもう一つの機能は参政権的機能であって、民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができるのでなければならない。（以下略）

❶参政権的な機能を持つ権利

国民主権を維持発展させるための知る自由（政治的言論を知る）

＋

❷個人権的な機能を持つ権利（幸せになるために必要な情報を得る権利）

いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由

「いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由」とはどんなもの？

憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている

国民がそれらの基本的人権を行使する際、
その前提として何らかの情報が必要な場合がある

情報がなければその基本的人権を行使できない

⇩

そうした情報へのアクセス権を保障することも
（条文には明記されていなくても）その基本的人権の範囲に含まれている

⇩

自由宣言では・・・

知る自由の範囲＝政治的言論
＋基本的人権を行使するために必要となる情報

25条　健康で文化的な最低限度の生活の保障
（生活保護の申請を例に考えると…）

こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう❶

なるにはブックス（職業を知る本）

政治的な情報ではない情報だけど･･･
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権
思想･良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由　など

参政権
選挙権･被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
（幸福追求権）
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権
生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下の平等
平等権

こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう❷

お弁当の作り方の本

政治的な情報ではない情報だけど･･･
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権
思想･良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由　など

参政権
選挙権･被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
（幸福追求権）
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権
生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下の平等
平等権

こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう❸

娯楽的な小説（ミステリー、恋愛、ユーモア小説･･･）

政治的な情報ではない情報だけど･･･
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権
思想･良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由　など

参政権
選挙権･被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
（幸福追求権）
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権
生存権（健康で文化的な最低限度の生活を送る権利）
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下の平等
平等権

ポルノを知る自由・権利はあるの？
という問題もこんなふうに考えるべき・・・

ポルノ的な描写が含まれる資料だからダメ、という発想は自由宣言にはない。「目的」を確認し、基本的人権との関わりで説明できるものは収集・提供すべき。（＝説明できなければ収集・提供しなくてよい）

⇩ どんな権利と関わりがありそう？

ポルノ的なものならまだしも…
アダルトビデオみたいな資料も提供しないとダメ？

●性的な興奮を得たい？　⇒「セクシュアルライツ」
⇒基本的人権？　国によって解釈が違う。
⇒セクシュアルライツを保障するための情報
アメリカでは低価値言論
ヨーロッパでは価値言論とも？
日本ではあまり議論がなされていない。

「娯楽」と「享楽」は区別するべき
という法律解釈もあります

知る自由の保障対象外？

第二部のまとめ：
資料収集・提供の自由とは？

そもそも自由宣言は「何」を自由に知ることを
保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

||

政治的言論だけでなく

すべての基本的人権を行使する
上で必要となる情報も含まれる

とすると…「資料収集の自由・資料提供の自由」とは？

**利用者1人1人が、基本的人権を行使する上で
必要となる情報を保障するということ**

という大切な営み

第三部
まとめ・質疑応答

身近な出来事・
最新の事例から
図書館の自由を考える

質疑応答

時間中に対応できなかった質問などは、
質問先(講師名)明記の上、
kozayo2020★gmail.com
宛にお送りください

最後に情報提供❶

困った時は、自由委員会のサイトへ！

日本図書館協会 > 委員会 > 図書館の自由委員会 > こんなとき、どうする？

こんなとき、どうする？

捜査機関から「照会」があったとき

捜査機関から貸出記録や図書館利用事実について「照会」があったとき、図書館の自由の観点から確認しておくとよいことをまとめた記事（『図書館の自由』第89号（2015年8月）掲載）を本サイトにも掲載しました（2017/3/10）。
このほど、再構成し、関連文献や類似事例の解説を加えました（2018/5/21改訂）。

出版者から回収・差替えの要求があったとき

出版物に問題があるとして、出版者から図書館へ該当出版物の回収・差換えを求める文書が届いたときの確認点をまとめました（『図書館の自由』第88号（2015年5月）掲載記事より）（2017/08/09改訂）。
なお、『図書館の自由』第93号（2016年8月）にも「図書館資料の回収・差替えをめぐって」の記事を掲載していますが、「切替処理」として、〝製本された状態のまま、該当ページを切り離し、訂正されたページを再度糊付けされているため、修正前後の書誌的異同の問題点を指摘しています。

いわゆる「読書通帳」サービスについて：「図書館の自由」の観点から

『図書館の自由』第93号（2016年8月）に記事を掲載しましたが、新たな製品や学校図書館での導入事例もでてきたことから、追記を加えました（2018/05/01掲載）。

最後に情報提供❷

ニューズレターで最新情報をチェック！

3か月に1回発行、最新情報が満載、無料で購読可能

申込はこちら

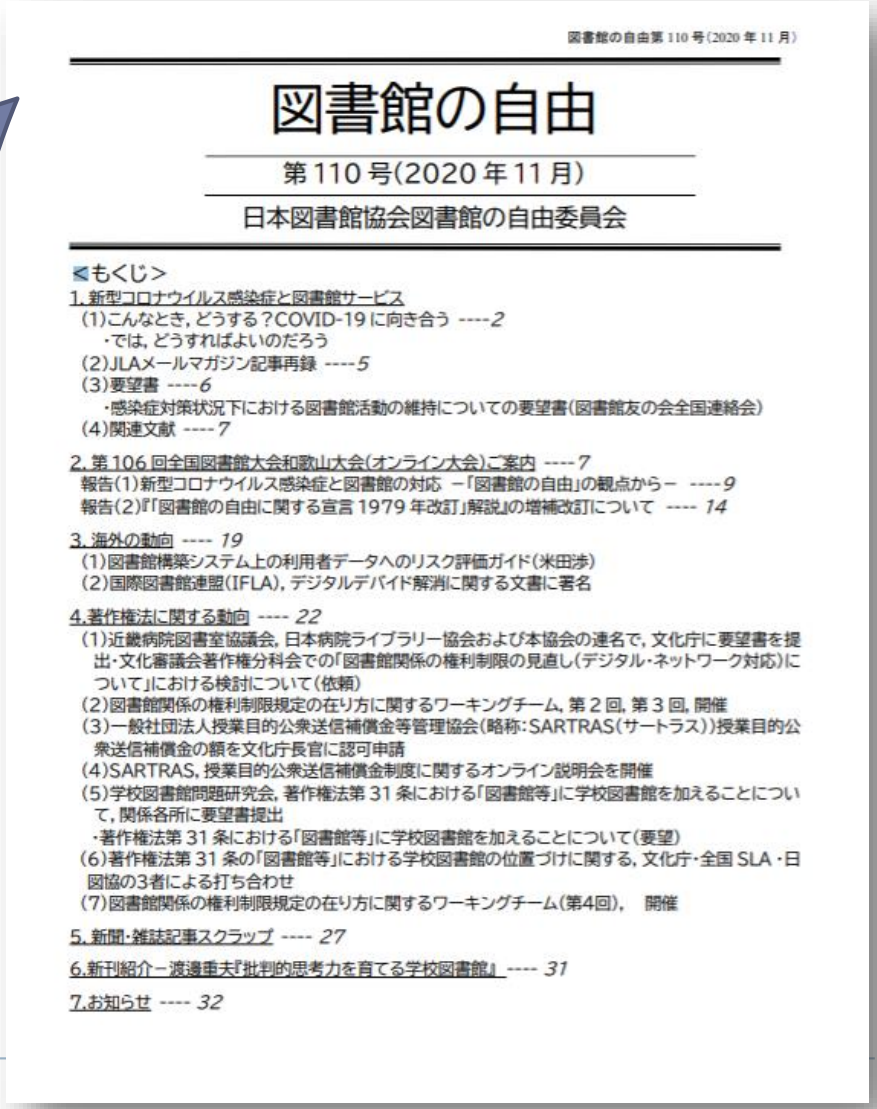

図書館の自由第 110 号(2020 年 11 月)

図書館の自由

第 110 号(2020 年 11 月)

日本図書館協会図書館の自由委員会

<もくじ>

1. 新型コロナウイルス感染症と図書館サービス
(1)こんなとき，どうする？COVID-19 に向き合う ----2
・では，どうすればよいのだろう
(2)JLAメールマガジン記事再録 ----5
(3)要望書 ----6
・感染症対策状況下における図書館活動の維持についての要望書(図書館友の会全国連絡会)
(4)関連文献 ----7

2. 第 106 回全国図書館大会和歌山大会(オンライン大会)ご案内 ----7
報告(1)新型コロナウイルス感染症と図書館の対応 －「図書館の自由」の観点から－ ----9
報告(2)『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説』の増補改訂について ---- 14

3. 海外の動向 ---- 19
(1)図書館構築システム上の利用者データへのリスク評価ガイド(米田渉)
(2)国際図書館連盟(IFLA)，デジタルデバイド解消に関する文書に署名

4. 著作権法に関する動向 ---- 22
(1)近畿病院図書室協議会，日本病院ライブラリー協会および本協会の連名で，文化庁に要望書を提出・文化審議会著作権分科会での「図書館関係の権利制限の見直し(デジタル・ネットワーク対応)について」における検討について(依頼)
(2)図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム，第 2 回，第 3 回，開催
(3)一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称：SARTRAS(サートラス))授業目的公衆送信補償金の額を文化庁長官に認可申請
(4)SARTRAS，授業目的公衆送信補償金制度に関するオンライン説明会を開催
(5)学校図書館問題研究会，著作権法第 31 条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて，関係各所に要望書提出
・著作権法第 31 条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて(要望)
(6)著作権法第 31 条の「図書館等」における学校図書館の位置づけに関する，文化庁・全国 SLA・日図協の3者による打ち合わせ
(7)図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(第4回)， 開催

5. 新聞・雑誌記事スクラップ ---- 27

6. 新刊紹介－渡邊重夫『批判的思考力を育てる学校図書館』 ---- 31

7. お知らせ ---- 32

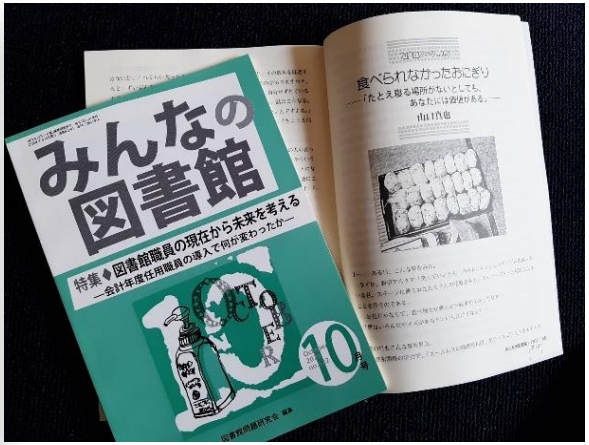

本日はありがとうございました

[改めて、講師プロフィール]
山口真也・沖縄国際大学司書課程教員
連載中：『みんなの図書館』(隔月)「図書館ノートⅡ」
著書：『図書館ノート―沖縄から「図書館の自由」を考える』(教育史料出版会, 2016)、『情報サービス論ー情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性』(ミネルヴァ書房, 2018, 共著)、『学校司書のための学校図書館サービス論』(樹村房, 2021,　共著)

2月
発売

[イラストはこちらからお借りしました]
- 「かわいいフリー素材集　いらすとや」
  https://www.irasutoya.com/2013/10/blog-post_3448.html
- 「手とストップのシルエット03 アイコンイラスト」
  https://www.silhouette-illust.com/illust/27977
- 「Rin Kanna Pinterest」
  https://www.pinterest.jp/pin/842384305282229238/